

ラオスへの入国を希望される皆様へ

現在、ラオス政府が例外的に外国人の入国を認めている制度は、以下のとおりです(今後、変更される可能性があります。)

また、8月31日、ラオス首相府は、9月1日から30日における緩和措置及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策の継続に関する通知を発出いたしました( <https://www.la.emb-japan.go.jp/files/100089161.pdf> )。対策特別委員会からの許可を得たラオス人及び外国人を除き、一般の方の出入国の停止が継続されます。

○ラオス政府が例外的に外国人の入国を認めている現行の制度

7月31日にラオス外務省 COVID-19 対策特別委員会が以下の2つの勧告を発出いたしました。業務遂行のために緊急にラオス入国を必要とする場合の、COVID-19 対策特別委員会(外務省領事局に事務局設置 電話 856-21-243461)からの入国許可取得、ビザ(査証)取得、PCR 検査等について記載されています。

・ 出入国に関する勧告

<https://www.la.emb-japan.go.jp/files/100080341.pdf>

・ 出入国手続許可を得るために必要な書類及び手順にかかる勧告

<https://www.la.emb-japan.go.jp/files/100081224.pdf>

#### 1 入国対象者及び入国許可

(1) 対策特別委員会への入国許可申請は、出発の7日前までに行うこと。

(2) 個人又は法人が、投資家、実業家のラオス入国を緊急に必要とする場合、対策特別委員会宛に以下の書類を提出して手続を行う。

ア 国内・国外の投資許可書(注:計画投資省投資促進局発行)

イ 企業登録書(注:コンセッション契約に基づく事業を実施しようとする場合は計画投資省投資促進局、それ以外の場合は商工省企業登録局がそれぞれ発行)

ウ 納税証明書(注:財務省税務局発行)

エ 計画投資省投資促進局又は首都・県の計画投資局から査証申請のための文書を取得し、治安維持省出入国管理局を通じて外務省領事局宛に申請書を提出すること。

オ 対策特別委員会事務局長宛レターを作成し、入国者の氏名、入国日時、入国場所、入国手段、隔離施設、経由国、入国が必要な理由を明記すること。

カ 指定ホテルの予約証明書

(3) 企業又は事業経営者が、労働者・技術者を緊急に必要とする場合、対策特別委員会宛に以下の書類を提出して手続を行う。

- ア ラオスでの投資許可書（注：計画投資省投資促進局発行）
- イ 企業登録書（注：コンセッション契約に基づく事業を実施しようとする場合は計画投資省投資促進局、それ以外の場合は商工省企業登録局がそれぞれ発行）
- ウ 納税証明書（注：財務省税務局発行）
- エ 労働社会福祉省発行の外国人労働者雇用許可書
- オ 首都・県の労働局からの労働者入国許可書
- カ 経営者作成の査証申請書を治安維持省出入国管理局を通じて外務省領事局へ提出すること。
- キ 対策特別委員会事務局長宛レターを作成し、入国者の氏名、入国日時、入国場所、入国手段、隔離施設、経由国、入国が必要な理由を明記すること。
- ク 指定ホテルの予約証明書
  - （４）ラオス政府（各省庁）が専門家、技術者、ボランティア、学生のラオス入国を緊急に必要とする場合、関係省庁を通じて対策特別委員会宛に手続を行う。

## 2 入国許可を得た後

- （１）査証を取得していない場合、出発国のラオス大使館（<http://www.laoembassytokyo.com/>）又は総領事館において査証を取得する。
- （２）ラオス入国前72時間以内に発行されたに RT-PCR 法による COVID-19 検査証明書を取得すること。（※在ラオス日本大使館がラオス外務省 COVID-19 対策特別委員会に確認したところ、「検査証明書の発行日がラオス到着時間から起算して72時間以内であること」が求められる。また、検体採取方法については鼻腔検査、唾液検査いずれも可。）

## 3 ラオス入国後

ラオス入国時に RT-PCR 法による COVID-19 検査を受け、対策特別委員会が指定する滞在場所にて14日間自己隔離すること。指定の場所以外では認められない。また、自己隔離中は感染予防対策を厳格に実施すること。

## ○定期便

現在、ラオス出入国のための定期便は運行されておらず、陸路による入国も不可の状況です。臨時便が運行されることがあり、その場合、日時等を領事メールでお知らせし、当大使館ホームページ（[https://www.la.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.la.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)）に掲載しております。臨時便に関する領事メールでのお知らせをご希望の方は、外務省ホームページのこちら（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）から「たびレジ」の登録をなさってください。

(了)